

川崎市立図書館電子図書館サービス実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市立図書館条例（昭和25年川崎市条例第32号。以下「条例」という。）及び川崎市立図書館条例施行規則（平成2年川崎市教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、川崎市立図書館が特定電子書籍の貸出し等を行うサービス（以下「電子図書館」という。）を実施するために、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 電子図書館の名称は、かわさき電子図書館とする。

（提供方法）

第3条 電子図書館は、インターネットにより提供する。

2 電子図書館の利用は、ID及びパスワードの認証により行う。

3 前項のID及びパスワードは、川崎市図書館システムにログインするためのID及びパスワードを用いるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、川崎市図書館システムにログインしている状態で電子図書館を利用するときは、ID及びパスワードによる認証を要しないものとする。

（ID及びパスワードの取扱い）

第4条 電子図書館の利用に係るID及びパスワードの取扱いについては、川崎市立図書館貸出し等の登録及び資料提供に関する要綱第2条及び第6条に定めるところによる。

（貸出期間の取扱い）

第5条 規則第11条の表に定める特定電子書籍の貸出期間は、当該

特定電子書籍を利用している間に他の利用者から予約がない場合は
1 回に限り延長することができる。

- 2 特定電子書籍は、貸出期間が満了したときに自動的に返却されるものとする。

(予約)

第 6 条 特定電子書籍の利用を希望する者（以下「利用者」という。）

は、利用を希望する特定電子書籍が貸出しされている等のため直ちに利用できない場合は、貸出しの予約をすることができる。この場合において、利用者が特定電子書籍の貸出しの予約をしている間に当該特定電子書籍のライセンス契約の有効期間が満了したときは、当該予約は自動的に取り消されるものとする。

- 2 特定電子書籍の予約数量は、3 点以内とする。特定電子書籍の予約数量は、川崎市立図書館貸出し等の登録及び資料提供に関する要綱第 11 条第 2 項の予約できる数量に含まないものとする。

- 3 予約に伴う取置期間は、貸出しが可能になった日の翌日から 7 日間とする。

- 4 前項に定めた期間を過ぎても貸出処理がされない場合は、当該予約を取り消したものとみなす。

- 5 予約した特定電子書籍の状況の確認については、利用者が電子図書館のホームページにログインして行うものとする。

- 6 教育長は、利用者がメールアドレスを登録している場合において予約した特定電子書籍が貸出可能となったときは、電子メールを送信する方法によりその旨を通知するものとする。

(通信料金の負担)

第 7 条 電子図書館に接続する際に発生する通信料については、全て

利用者負担とする。

（著作権法に関する禁止行為）

第 8 条 利用者は、電子図書館で提供される特定電子書籍を複製してはならない。

（サービスの停止）

第 9 条 次に該当する場合には、電子図書館の全部又は一部を休止することができる。

（１）電子図書館の提供に係る設備の保守点検、更新等を行う必要があるとき。

（２）天災地変その他の不可抗力により、電子図書館の運用ができないとき。

（３）前 2 号に掲げる場合のほか、電子図書館の利用に係る業務を休止する必要があると教育長が認めたとき。

（賠償責任）

第 10 条 利用者の電子図書館利用により次の損害が生じた場合について、委員会はその責任を負わない。

（１）利用者が被った損害

（２）利用者が第三者に与えた損害

（利用の停止）

第 11 条 利用者が次のいずれかに該当する場合は、当該利用者の電子図書館の利用を停止することができる。

（１）不正な手続により特定電子書籍を利用したとき。

（２）特定電子書籍の利用に係る設備又はデータを損傷したとき。

（３）前 2 号に掲げるもののほか、特定電子書籍の利用が適当でないと教育長が認めるとき。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 22 日から施行する

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。